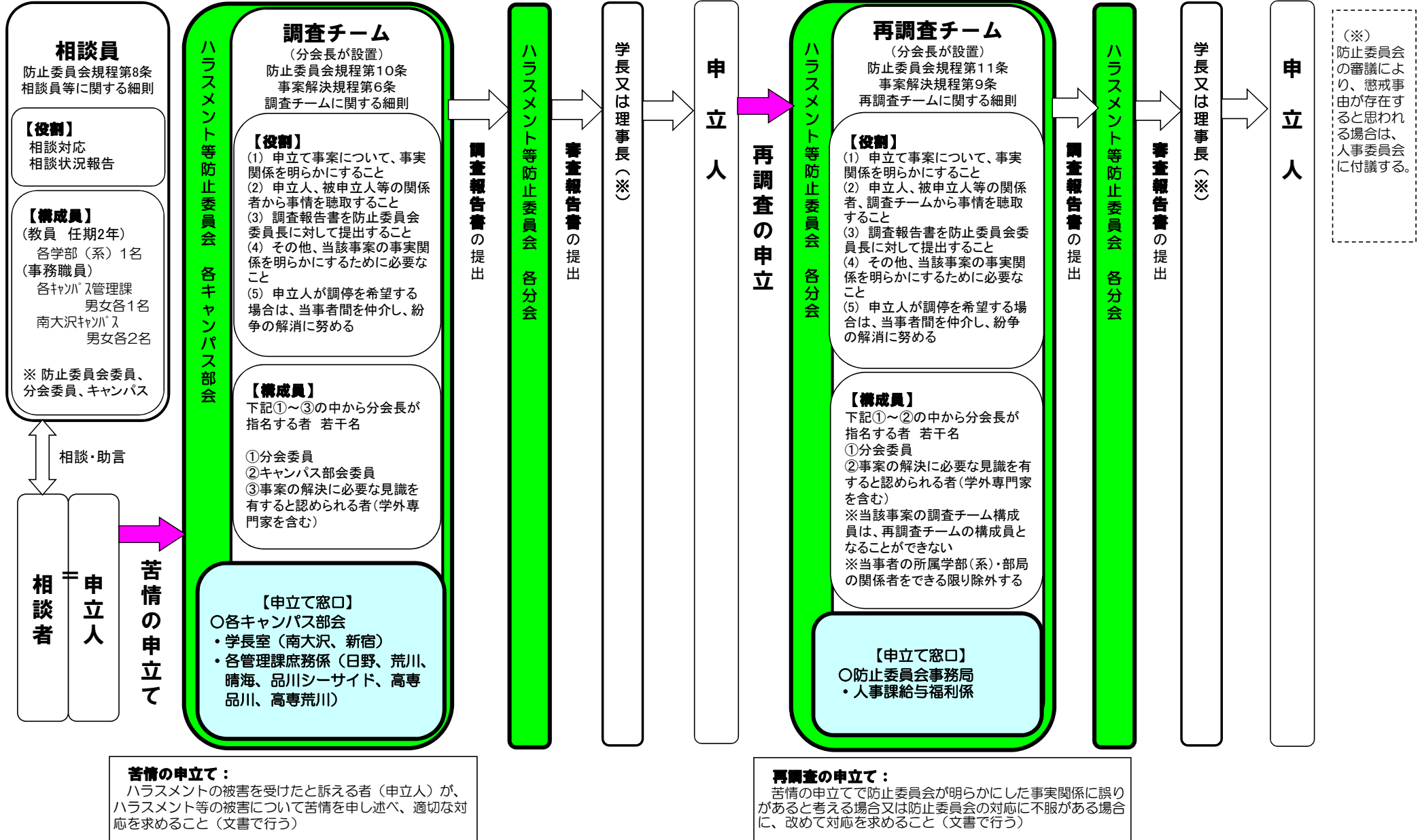


公立大学法人首都大学東京ハラスメントに関する事案解決手続について

※防止委員会(事務局)へ相談の有無等報告



※ 申立人は、常にそれぞれの申立てを取り下げることができる。申立てが取り下げられた場合には、同時に、申立てに対して行われていた手続きも終了する。